

# 美作市老朽危険空家等除却事業補助金について

## 1 目的

適切な管理が行われていない老朽空家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、市内の老朽危険空家の除却を促進し、生活環境の改善を図ることを目的に、除却に係る費用の一部を美作市が補助するものです。

## 2 補助金交付の対象となる空家等（下記のすべてに該当すること）

- ・市内に存するもの。
- ・「老朽危険空家」危険度判定を受け、市長が補助対象と認めたもの。
- ・居住その他使用がなされていない状態で概ね1年以上経過していること。
- ・登記事項証明書に所有権以外の権利設定がある場合において、当該権利を有する全ての者から当該空家等の除却等について、同意を得ていること。
- ・個人が所有権を有しているもの。
- ・公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。
- ・この補助金に類する他の補助金等の交付を受けていないこと。

## 3 老朽危険空家の判定について

- ・除却する予定の空家等について、事前に美作市へ判定の依頼を行っていただきます。
- ・判定依頼があった場合、市が対象空家について危険度判定を実施します。
- ・判定の結果を、依頼者（所有者）に通知します。
- ・判定結果通知を受け取った後、必要書類を添えて申請書を市へ提出してください。

## 4 補助対象事業の内容

市内の施工業者が施工する工事等で、(1)、(2)のいずれかに該当する事業が対象となります。

- (1) 除却工事・・・老朽危険空家の全撤去をおこなうもの。  
(附帯工事（門扉、塀、立木等の撤去）を含む)
- (2) 応急措置・・・空家等が地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置。

## 5 補助金額

補助対象事業	補 助 金 額	
(1)除却工事	①危険度判定 100点以上	補助対象経費の1/2以内で、上限300万円
	②危険度判定 100未満	補助対象経費の1/2以内で、上限50万円
(2)応急措置	補助対象経費の1/2以内で、上限10万円	

※(1) ①の補助対象経費には、補助対象空家の延床面積1㎡あたりについて上限額があります。

※(2)の補助金を受けている場合は、(1)の補助金額からその額を控除します。

## 6 お問い合わせ先

美作市役所・都市整備部・都市住宅課 電話(0868)72-6697